

第2次浅口市環境基本計画

みんなでつなぐ 自然豊かなふるさと浅口

概要版



浅口市

令和5年3月

計画の基本的事項

1 計画策定の背景・目的

本市では、平成 23 年 6 月に制定した「浅口市環境基本条例」に基づき、平成 25 年 3 月に「星の瞬き 水の煌めき 緑の優しさがあふれるまち ～次世代に胸を張って渡せるまちづくり～」を目指すべき環境像とした「浅口市環境基本計画」（以下、「第 1 次計画」という。）を策定しました。その後、平成 30 年 3 月に計画の中間見直しを行いながら、目指すべき環境像の実現に向けて、環境施策の推進を図ってきました。

この度、第 1 次計画の計画期間が令和 4 年度末をもって終了することから、新たな 10 年間で推進すべき環境施策を掲げる「第 2 次浅口市環境基本計画」（以下、「第 2 次計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ・役割

第 2 次計画は、「浅口市環境基本条例」に位置づけられた計画であり、本市の最上位計画である「第 2 次浅口市総合計画」を、環境面から総合的かつ計画的に推進するための計画です。

また、上位計画となる国の第五次環境基本計画や岡山県環境基本計画（エコビジョン 2040）の内容を踏まえるとともに、本市の関連計画との整合を図りつつ、本市が推進する環境施策や、市民・事業者・市民団体の環境に配慮した取組に対して基本的な方向性を示す計画です。

3 計画の期間

第 2 次計画の計画期間は、令和 5 年度から令和 14 年度までの 10 年間とします。

ただし、今後の環境問題や環境を取り巻く社会情勢の変化等に対応していくため、中間年度である令和 9 年度を目処に必要な応じて計画の見直しを行います。

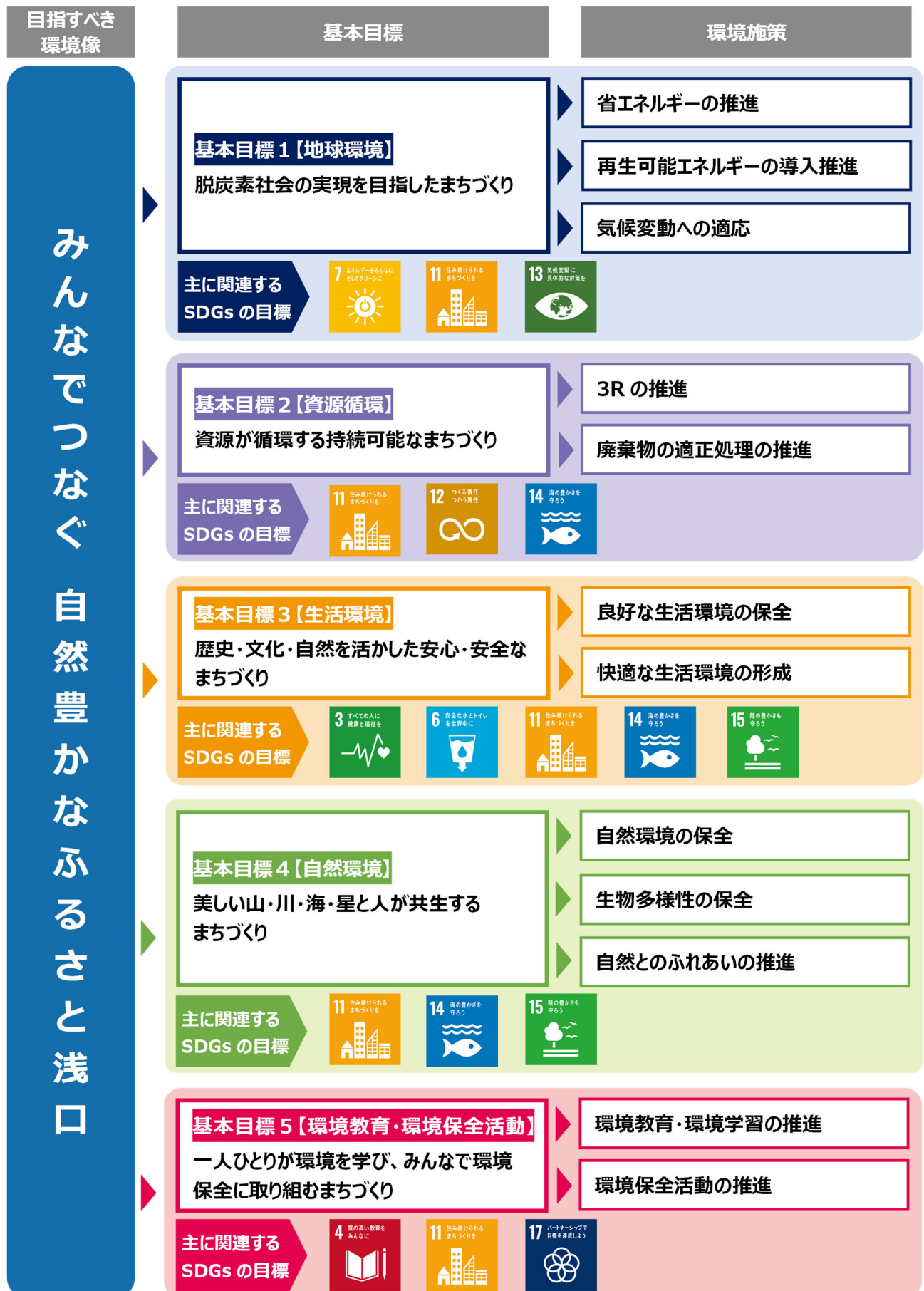
4 計画で対象とする環境の範囲

第 2 次計画で対象とする環境の範囲は、下表に示すとおりです。

環境分野	環境の範囲	
地球環境	● 省エネルギー ● 気候変動への適応 等	● 再生可能エネルギー
資源循環	● 廃棄物の 3R	● 廃棄物の適正処理 等
生活環境	● 大気環境 ● 騒音・振動・悪臭 ● 景観 ● 公園・緑地	● 水環境 ● 有害化学物質 ● 歴史・文化財 ● 空き家・空き地 等
自然環境	● 森林 ● 希少野生動植物 ● 有害鳥獣	● 農地 ● 外来生物 ● 自然とのふれあい 等
環境教育・ 環境保全活動	● 環境教育・環境学習	● 環境保全活動 等

計画の体系

目指すべき環境像の実現を図るため、「地球環境」、「資源循環」、「生活環境」、「自然環境」、「環境教育・環境保全活動」の5つの環境分野ごとに基本目標を設定し、環境施策を以下に示す体系に沿って展開していくことによって、持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも貢献していきます。



目標達成に向けた市の取組

基本目標 1 【地球環境】

脱炭素社会の実現を目指したまちづくり

主に関連
する SDGs
の目標



省エネルギー対策のさらなる徹底や再生可能エネルギーの普及促進等を図ることで、温室効果ガス排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指したまちづくりを目指します。

環境施策 1：省エネルギーの推進

- 公共施設における省エネルギー対策の推進
- 家庭・事業所における省エネルギー対策の促進
- 脱炭素に向けたまちづくりの推進

環境施策 2：再生可能エネルギーの導入推進

- 公共施設における再生可能エネルギー利用の推進
- 家庭・事業所における再生可能エネルギー利用の促進

環境施策 3：気候変動への適応

- 気候変動影響に対する適応策の推進



公用車（電気自動車）

基本目標 2 【資源循環】

資源が循環する持続可能なまちづくり

主に関連
する SDGs
の目標



ごみの減量化やリサイクル等のさらなる促進を図るとともに、ごみの適正処理を推進することで、資源が循環する持続可能なまちづくりを目指します。

環境施策 1：3R の推進

- ごみの減量化の推進
- リサイクルの推進

環境施策 2：廃棄物の適正処理の推進

- 適正処理体制の確保
- 不法投棄対策の推進
- 環境美化の推進



出前講座「ごみの分け方・出し方」

基本目標 3 【生活環境】

歴史・文化・自然を活かした安心・安全なまちづくり

主に関連
する SDGs
の目標

3 すべての人に
健康と福祉を



6 安全な水とトイレ
を世界中に



11 住み続けられる
まちづくりを



14 海の豊かさを
守ろう



15 陸の豊かさも
守ろう



地域に根ざした伝統ある歴史・文化や四季折々の魅力が感じられる自然景観を守り育み、それらを活かしたまちづくりを目指します。また、私たちが健康を維持する上で不可欠な生活環境を健全に保全することで、誰もが安心・安全に生活することができるまちづくりを目指します。

環境施策 1：良好な生活環境の保全

- 大気汚染対策の推進
- 水質汚濁対策の推進
- 騒音・振動・悪臭対策の推進
- 有害化学物質対策の推進

環境施策 2：快適な生活環境の形成

- 魅力ある景観の保全・形成
- 歴史・文化財の保存・継承
- 公園・緑地の整備・適正管理
- 空き家等の適正管理・活用



水質のモニタリング調査



公園の維持管理活動

基本目標 4 【自然環境】

美しい山・川・海・星と人が共生するまちづくり

主に関連
する SDGs
の目標

11 住み続けられる
まちづくりを



14 海の豊かさを
守ろう



15 陸の豊かさも
守ろう



本市は、森林・農地・河川・海や美しい星空など、多様で美しい自然資源に恵まれています。この自然資源を未来へつなげていくため、森林や農地の保全、アックシソウをはじめとする希少野生動植物の保護や外来生物対策を推進することで、自然と人が共生するまちづくりを目指します。

環境施策 1：自然環境の保全

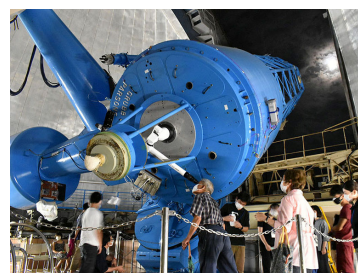
- 森林の保全
- 農地の保全
- 水辺の保全

環境施策 2：生物多様性の保全

- 希少野生動植物の保護
- 外来生物対策の推進

環境施策 3：自然とのふれあいの推進

- 自然とふれあえる機会の創出



星空観望会

基本目標 5

【環境教育・ 環境保全活動】

一人ひとりが環境を学び、みんなで環境保全に取り組むまちづくり

主に関連
する SDGs
の目標



多様化する環境問題の解決に向けて、学校や地域の様々な場での環境教育・環境学習の機会の拡充や環境保全活動の活性化を図ることで、市民一人ひとりが環境を学び、みんなで環境保全に取り組むまちづくりを目指します。

環境施策 1：環境教育・環境学習の推進

- 環境教育・環境学習の機会の拡充
- 環境情報の収集・発信

環境施策 2：環境保全活動の推進

- 環境保全活動への参加機会の拡充

市民・事業者に期待される取組

目標達成に向けて、市民・事業者の皆さんに実践していただきたい取組の一例を掲載しています。

本市の環境を守るために、今からできることを考え、一緒に取り組みましょう！！



基本目標 1

【地球環境】

脱炭素社会の実現を目指したまちづくり

市民・事業者（共通）

- 家電や設備機器を更新する際は、省エネ性能の高い製品を選択しましょう。
- 自動車を購入する際は、環境負荷の少ない次世代自動車を選択しましょう。
- 冷暖房温度の適正管理やこまめな消灯など、省エネルギー行動を実践しましょう。
- 自動車を運転する際は、エコドライブを実践しましょう。
- 住宅や事業所を新築・改築する際は、ZEH や ZEB を選択しましょう。
- 距離や時間に応じて、自動車の利用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関を利用して移動しましょう。
- 住宅や事業所に太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の導入を検討しましょう。
- 住宅や事業所に蓄電池を導入し、電気を効率的に利用するとともに、災害に備えましょう。
- 再生可能エネルギー比率の高い電力への切り替えを検討しましょう。
- 猛暑日や熱帯夜は熱中症の予防に努めましょう。



基本目標 2

【資源循環】

資源が循環する持続可能なまちづくり

市民・事業者（共通）

- 水切りの徹底や生ごみ処理機等の使用によって、生ごみを減量しましょう。
- ごみの分け方・出し方のルールを理解し、紙類やプラスチック製容器包装をはじめとする資源物の分別排出を徹底しましょう。
- ごみの不法投棄やポイ捨ては絶対にやめましょう。
- 「グリーンガード」や「クリーン作戦」など、地域の環境美化活動に参加・協力しましょう。



市民

- 食材の使いきりや食べきり、フードドライブ活動や 30・10 運動への協力等によって、食品ロスをなくしましょう。
- 買い物の際には、マイバッグを持参してレジ袋の削減に協力するとともに、必要以上の包装を求めないよう、心がけましょう。
- マイボトルやマイ箸等を利用し、使い捨てプラスチック製品の使用を減らしましょう。



事業者

- 小盛りメニューやばら売り・量り売りの導入や、フードバンクへの未利用商品の提供など、食品ロスの削減に努めましょう。
- 販売商品の必要以上の包装や梱包を控え、適切な包装に努めましょう。
- プラスチックスプーンやフォークなど、使い捨てプラスチック製品の提供を控えましょう。
- 使い捨てプラスチック製品の使用抑制に向けて、紙やバイオマスプラスチックなど、プラスチック代替品への転換に努めましょう。



基本目標 3

【生活環境】

歴史・文化・自然を活かした安心・安全なまちづくり

市民・事業者（共通）

- 化学オキシダント注意報等や微小粒子状物質（PM2.5）の注意喚起情報を入手し、発令時には外出を控える等の対応をとりましょう。
- 苦情の発生要因となる違法なごみの野外焼却は絶対にやめましょう。
- 下水道整備区域内の住宅や事業所は、下水道への早期接続に努めましょう。
- 下水道整備区域外の住宅や事業所は、合併処理浄化槽の設置に努めましょう。
- 住宅や事業所を新築・改築する際は、周辺景観に調和した色彩やデザインとなるよう、十分配慮しましょう。
- 地域の公園や緑地の維持管理活動に参加・協力しましょう。
- 近隣に迷惑がかからないよう、所有する住宅や土地の適切な維持管理に努めましょう。



基本目標 4

【自然環境】

美しい山・川・海・星と人が共生するまちづくり

市民・事業者（共通）

- 里山の保全活動に参加・協力しましょう。
- 県産材の購入・活用に努めましょう。
- 所有する農地の適切な維持管理に努めましょう。
- 自己管理できない農地については、関係機関に相談して有効利用に努めましょう。
- 地域農産物を購入・利用し、地産地消に取り組むことで、地域の農業を応援しましょう。
- 河川や海岸の清掃活動に参加・協力しましょう。
- アッケシソウなど、地域を特徴づける希少野生動植物の保護や生息・生育環境の保全に向けた活動に参加・協力しましょう。
- 自然観察会や星空観察会など、自然とふれあえるイベントに参加・協力しましょう。



事業者

- 有害鳥獣による農作物被害の防止に向けて、地域ぐるみで取り組みましょう。
- 被覆肥料のプラスチック被膜殻が河川や海域に流出しないよう、十分配慮しましょう。

基本目標 5

【環境教育・ 環境保全活動】

一人ひとりが環境を学び、みんなで環境保全に取り組むまちづくり

市民・事業者（共通）

- 本市が発信する環境情報を収集し、日常生活や事業活動での環境に配慮した取組の実践に役立てましょう。
- 地域で取り組まれている環境保全活動に関する情報を収集し、関心のある活動に参加・協力しましょう。



市民

- 地域の環境学習の場に参加し、地域の環境について理解するとともに、環境保全に関する知識を深めましょう。



事業者

- 従業員の環境教育を実施し、環境保全に関する意識の向上に努めましょう。